

保護者の皆さまへ

練馬区教育委員会事務局こども家庭部
保育課長 宮原 正量
(公印省略)

保育施設における登園自粛のお願いについて

日頃から練馬区の保育行政にご理解とご協力を賜り真にありがとうございます。

これまで、区では、各施設で保育士の確保に全力を尽くすとともに、基本的な感染症対策を徹底の上、原則として開所する方針とし、各設置者および各施設に対応を依頼してまいりました。

現在、東京都では、感染者の爆発的な増加が発生しかねない厳しい状況にあります。また、東京都の要請を受け、区立小中学校の休業が延長されることとなりました。

このような状況を踏まえ、保育施設については引き続き運営を行いますが、感染の拡大防止を徹底するため、保護者の皆様には、5月6日(水)までの間、ご家庭での保育が可能な場合には、登園をお控えくださいますよう、ご協力をお願い申し上げます。

なお、ご家庭での保育は、あくまでもご協力のお願いであり、強制ではありませんが、感染拡大防止という趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

なお、この通知文に記載の取扱いについては、現時点のものであるため、今後の状況によって変更する可能性があります。

記

1 ご協力いただいた場合の保育料について

4月10日(金)から4月30日(木)までの間、登園を自粛した場合(1日も登園しなかった場合)、4月分の保育料のうち保護者様が負担した分について補助を実施します。

なお、5月以降の保育料の取扱いは4月中旬を目途に別途お知らせします。

※ 補助金は、後日申請いただき、保護者様へ直接振り込みます。

※ 練馬区外にお住まいの方は、補助の対象となりません。

2 補助を受けるための手続き

(1) 事前の申出

4月8日までに、ご利用の施設へ登園を自粛する旨をお申し出ください。

なお、以下の理由により登園していない場合も、保育料を支払った場合、負担した分について補助の対象となります。該当する旨を申し出てください。

①	外国政府による日本国への渡航制限、令和2年2月1日以降の日本政府による入国制限等により日本に帰国または入国できない。または、入国後に隔離措置を受けている。
②	児童本人または同居親族等が、新型コロナウイルス感染症に伴い医療機関に入院し、もしくは保健所等の公的機関から自宅療養または自宅待機の要請を受けている。
③	在籍する保育所等が新型コロナウイルス感染症に伴い臨時休園をしている。

(2) 補助申請の手続き

自粛要請期間終了後、対象となる保護者様へ補助申請に必要な書類等を送付します。
頂いた書類の提出と、事前の申出有無、実際の登園状況(対象期間中1日でも登園している場合、補助の対象外となります。)等を確認のうえ、指定の口座へ補助金を振り込みます。

不明点等がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

【担当】

練馬区保育課 保育サービス推進係

電話:03-5984-1622